



町税の完納に協力ください

町では、毎年12月を「町税完納月間」、県では「県下一斉国保税滞納整理月間」と定め、町税・保険料の徴収を強化しています。

町税・保険料は、各期の納期限までに納付がされない場合は、「滞納処分」を行います。

町税や保険料は、町の教育や福祉、介護、ごみ処理、道路・港湾などの社会資本整備や消防および救急などの公共サービスを行ううえで大切な財源ですので、各期の納期限までに必ず納付してください。



問い合わせ先

役場税務課管理収納係

☎(86) 1172 「直通」

滞納処分の流れ

①督促

納期限後20日以内に督促状を発送します。督促状を発送して10日を経過した日までに納付されない場合は「財産を差し押さえなければならぬ」とされています。

②催告

自主納付を促すために文書や訪問により催告を行います。ただし、催告は差し押さえするための必須要件ではありませんので、①に基づき差し押さえを行う場合もあります。

③調査・搜索

金融機関や生命保険会社、勤務先、取引先などに対して財産の有無や取引内容の調査を行います。必要に応じて、自宅や会社を対象に財産の搜索を行う場合もあります。

④差し押さえ

調査・搜索により発見した財産を差し押さえます。財産の対象は、預貯金や給与、保険契約、動産（軽自動車・電化製品・美術品・骨董品など）、不動産（普通自動車を含む）、取引上の売掛金などが該当します。

⑤換価

差し押さえた財産を取り立てや公売を通じてお金に換え滞納された税金に充当します。

※令和4年度中の財産差し押さえ実績

・ 預貯金	42件
・ 給与	39件
・ 保険契約	15件
・ 年金	2件
・ 不動産	5件
・ その他	1件

長島町巡回バスの運行を変更します

南国交通株式会社に委託運行している巡回バスは、運送需要の減少に加え慢性的な乗務員不足に伴い、令和6年1月4日から、現在3台で運行しているダイヤを変更し1台のみでの運行となります。

ご利用される町民の皆様におかれましては、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどお願いします。

令和6年1月4日からの長島町巡回バスの運行形態は次のとおりです。

○巡回バスの運行形態

【がらがが号】

月・木運行

【マングリン号】

東南部 火・金運行

【マングリン号】

東北部 水・土運行

※運行時間の変更がありますので、詳しくは町ホームページをご確認ください。

長島町ホームページQRコード



問い合わせ先

企画財政課企画調整係

☎(86) 1134 「直通」